**JERCO施工協力会規約**

第１条 （名称）

本会の名称をJERCO施工協力会（以下、「本会」という。）と称す。

第２条（事務所）

本会の事務所を、一般社団法人　日本住宅リフォーム産業協会（以下、「当法人」という。）本部

に置く。

第３条 （会員資格）

本会の会員になろうとするものは、当法人会員と委託・請負契約を有する法人もしくは個人で、かつ当法人会員の推薦を得た上で、所定の入会申込書を本会に提出し、入会の承認を得なければならない。

2．本会の会員が、退会の申し出をした場合、死亡又は解散した場合、本会から除名された場合、入会時に推薦した当法人会員が当法人を退会した場合には、会員資格を喪失する。

第４条（目的及び事業）

本会は、当法人の事業サービスを通して、会員相互の親睦と技術・福祉の向上を図ることを目的とし、事業として教育事業 、福利厚生事業等を運営する。

第５条 （役員）

１ 本会運営のために、次の役員を置く。役員は当法人から選出する。役員の任期は、２年とし、

再任を妨げない。

会 長１名

副会長 ２名

会 計 １名

監 事 １名

２ 各役員の職務は次のとおりとする。

会長は、本会を代表して会を総括し、会議を招集し議長を決める。

副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

会計は、本会の会計を掌握する。

監事は、本会の会計を監査する。

第６条 （会議）

本会は、前記の役員による役員会を適宜開催するものとする。

第７条 （定足数）

本会の会議は、役員会の過半数の出席で成立する。

第８条 （会費）

本会の会費は、徴収しないものとする。

第９条 （会計年度）

本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第１０条（変更）

この会則は、役員会において、出席者の３分の２以上の承認があれば変更できる。

付則 この会則は、令和元年１２月１日から施行する。